

北名古屋市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和5年7月25日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

北名古屋市議会議員に対する令和4年度政務活動費の交付に係る事務

実施期間 令和5年6月2日から令和5年6月21日まで

2 監査の概要

政務活動費については、地方自治法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、北名古屋市議会政務活動費の交付に関する条例及び北名古屋市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則が制定され、これにより議員の調査研究やその他活動に対する経費の一部が交付されている。また、北名古屋市議会基本条例において、政務活動費の適正な執行を義務付けているが、その用途について、より一層の透明性の確保と説明責任を果たすことが求められていることから、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴取して、政務活動費の交付手続が、条例、規則に基づいて適正に行われているか、また、条例、運用指針に定める用途基準に沿って公正かつ適正に支出されているかを主眼として、監査を実施した。

なお、清水監査委員は、議会選任による委員であることから、地方自治法第199条の2の規定により、除斥とした。

3 政務活動費

政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。

用途は、明確に判断できるよう運用指針が定められている。また、政務活動費の

交付に関する条例において、収支報告書に領収書等証拠書類の添付を義務付けている。

4 監査の結果

監査を実施した結果、政務活動費の交付手続及び支出については、概ね適正に執行されていると認められた。